

**「無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業」基準の確認事項**

事前相談の際に、事業基準について確認を行います。原則、書面で確認を行いますので、基準に対する適合状況を記載の上、提出願います。また、広告、パンフレット等があれば、添付してください。

**(確認事項)**

1 生計困難者を対象とする費用の減免方法を定めて、これを明示すること。

- ・ 減免規程は減免を行う対象者に関する基準及び減免額に関する基準を明らかにして明示すること。
- ・ 上記基準は、施設において、地域の福祉事務所、社会福祉協議会等の関係機関と協議の上、定めること。
- ・ 添付書類：減免等の規程、減免申請書様式、関係機関との協議書（意見書）等

2 利用料は、周辺の介護老人保健施設と比べて入所者等に対し、過重な負担とならない水準のものであること。

- ・ 既に無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業を実施している施設を含め、比較検討すること。
- ・ 添付書類：老人保健施設利用料一覧、他施設との利用料比較表等

3 生活保護法による保護を受けている者及び無料又は介護保健施設サービスに要した費用（介護保険法第48条第1項に規定する施設介護サービス費の支給の対象となる費用及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第79条に規定する費用の合計額とする。）の10%以上の減免を受けた入所者の総延数の10%以上であること。

- ・ 1年間の見込み数は4月1日～翌年3月31日までの入所者の総延数の見込みより算定すること。但し、年度途中で事業を開始する場合は、事業開始予定日の属する月から月ごとの1年間の見込み数を記載すること。（別紙様式）

4 通所介護事業又は通所リハビリテーション事業を実施すること。

- ・ 実施計画及び実施体制を記載すること。

5 家族相談室又は家族介護室を設け、家族や地域住民に対する相談指導を実施するための相談員を設置すること。

- ・ 相談室の設置状況、相談員の配置予定を記載すること。

※ 参考

無料低額老人保健施設利用事業の基準

- ・ 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について（平成13年7月23日社援発第1277号）
- ・ 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について（平成13年7月23日社援総発第6号）